

回答書

2019-2021 年度課題別研修「中央アジア・コーカサス地域 灌漑水管理」研修委託業務（筑波センター）（公示日：2019年1月23日）について、配布しました業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P1	(2) 案件実施期間 1) 事前プログラム期間	事前プログラム開始期間を長くすべきではないか。 <特殊語（英語以外）の準備期間の考え方> 一般のコースでも講師の選定から交渉→翻訳→テキスト完成までには、一定の期間が必要であるが、本コースは、ロシア語コースであり、特に改定原稿は、原稿受領後に翻訳作業→完成原稿をそのまま講義に使用できない。ロシア語翻訳された改定原稿は、元の原稿との調整作業が発生する。さらに、この作業は通訳者の支援はないために、編集に困難が発生する場合がある。（例えば、翻訳された原稿が正しくないとして、クレームがつき、原因を究明するため、翻訳チームとの確認作業に時間を消費した事例等。）よってこの期間は受託者が原稿を準備する期間（原稿依頼と講師原稿作成＋JICA翻訳作業（1カ月）＋翻訳原稿チェック）を考慮すると約2か月が必要である。 1) 業務指示書によれば、研修開始は5月26日である。またプロポーザル結果公表3月22日発表、交渉後の正式契約公表日は妥結日（推定4月中旬）と推定される。 2) 一方ロシア語翻訳準備作業のなかで、講師が原稿開始作成する時期は研修開始日より逆算すると、上記の記述より約2か月が必要のため、本コースにおいては3月に原稿を依頼し、4月中旬に原稿を受け取る必要がある。この場合、もし契約がなされない時には既に原稿を作成済みの講師よりのクレーム対応が発生する。 指示書の発注時期と研修開始時期に関し、上記の理由で受注者のリスク負担が大きすぎるのではないか。	「事前プログラム」は別紙1(9)研修プログラム内容に記載のとおり、研修員が来日前に所属先と取り組むプログラム内容を指します。お問い合わせの内容は事前プログラムではなく「事前準備期間」にあたりますので以下事前準備期間について回答します。 JICAの研修委託契約では、技術研修期間の事前準備および事後整理期間としてそれぞれ1か月を目安とした期間を加えた期間を契約履行期間としています。本プログラムにおいても過去3年間はいずれも技術研修開始のおよそ1か月前に履行期間を開始しています。今年度の契約履行期間についても来日1か月前開始を予定しております。講師との調整や翻訳に時間を要するため履行期間開始を早める必要がある場合は、契約交渉によって開始日を変更することは可能です。 また、翻訳に要する期間については、講師からの提出が遅れた等やむを得ない事情がある場合JICAが外部委託する翻訳会社に早期納入依頼をすることも可能です。 想定される講師やリソースパーソンには契約履行開始時期見込みをお知らせの上、ご懸念のような問題が起きないように、原稿取付や翻訳依頼、内容確認に無理のないスケジュールリングをご提案ください。 契約履行期間の考え方については研修委託契約ガイドライン「研修員受入事業及び研修委託契約の概要」をご参照ください。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/guideline_gaiyou.pdf
2	P2	(3) 契約履行期間	契約履行期間注記の年度記述に訂正の必要があるのではないか。	以下のとおり訂正いたします。 誤：本研修委託業務契約は、 2017年度～2019年度 までに実施する計3回の研修コース全体を対象とする。しかしながら契約書については、3回に分割して締結し、毎年 12月頃から翌3月頃 までを契約履行期間とする。 正：本研修委託業務契約は、 2019年度～2021年度 までに実施する計3回の研修コース全体を対象とする。しかしながら契約書については、3回に分割して締結し、毎年 4月頃から8月頃 までを契約履行期間とする。
3	別紙1 P3	3. 研修実施方法及び評価方法、その他留意事項 (1) 研修実施方法	プログラムは日本語、ロシア語を基本とすると記述されているが、別紙4-4項の翻訳原稿の枚数制限により、講師が講義を実施する場合に枚数制限を超えた原稿を望む場合がある。この場合の対策として、ロシア語翻訳を超える枚数については、翻訳を行わずに英語資料を講師が用意できる場合、英語資料テキストで講師は日本語で講義し、これを通訳はロシア語通訳とするケースが想定される。この英語テキストは、近年対象国からの研修員は英語を話せるものが増えており、また、研修員が母国で利用価値があるものである。 (記述の追加提案) 原文記述に、日本語、ロシア語を基本とするが、場合によっては英語資料も活用可能とする記述を入れる。	英語資料を参考として配布することは差し支えありません。ただし研修実施言語（ロシア語）でない言語（英語）での資料作成への原稿謝金は日本語単価でのお支払いとなりますのでご注意ください。
4	別紙4	3. 本邦プログラムにおける見積対象期間 (2)	2019年度と同条件の意味は、2020, 2021年は増税消費等を含めその他の項目について改めて検討するという事なのかを確認したい。	業務指示書P1にて「各契約書における契約金額等の条件は同一のものとするが、消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、委託者・受託者で契約条件の変更について協議する。」と記載しております。2020年度、2021年度分の見積額は消費税を10%として積算ください。

以上